



発行
東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………四

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………四

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………四

……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…四

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出：（同）…四

○開発行為に関する工事完了……………五

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

●東京都告示第千二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年七月五日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

都道八丈循環線

二 指定する区間

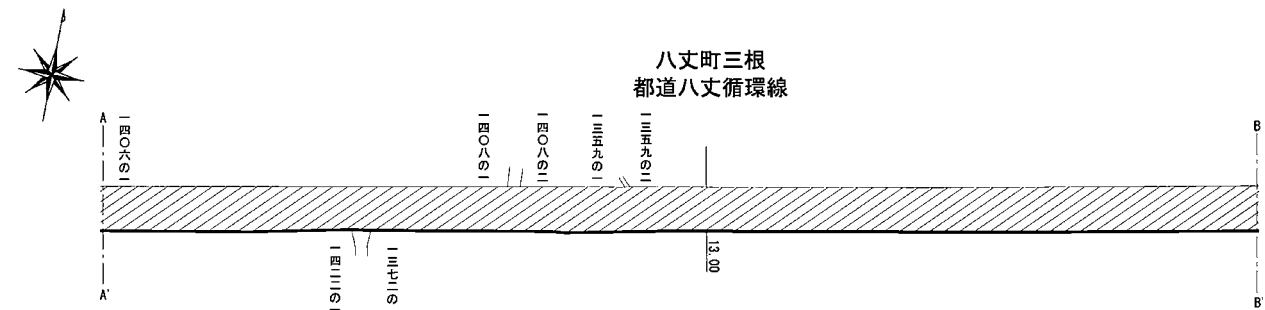
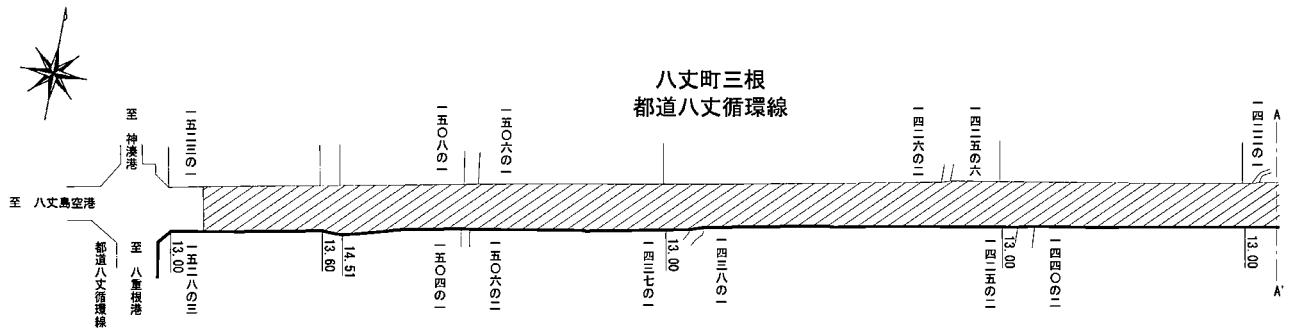
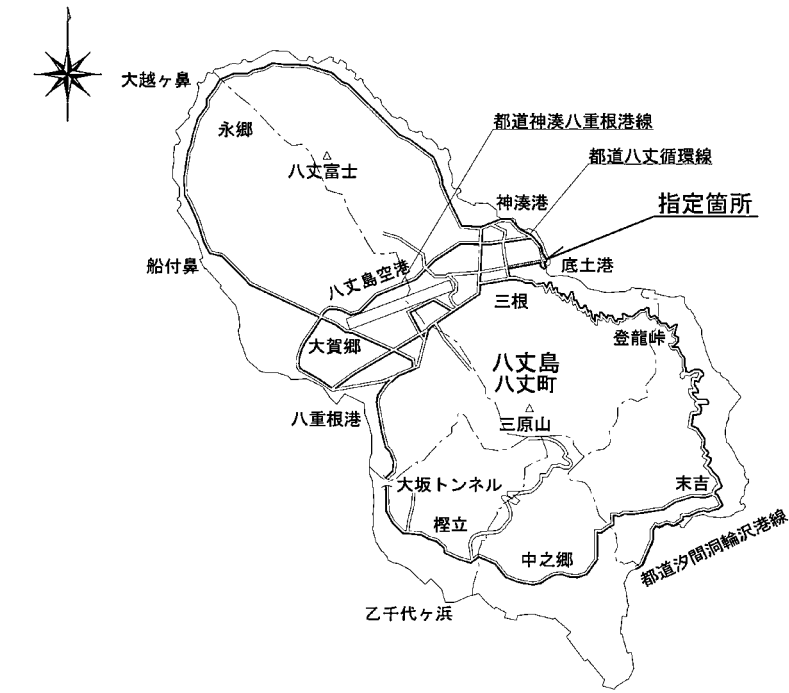
八丈島八丈町三根千五百二十八番三地从先から同所四千百八十七番一地向別図表示のとおり

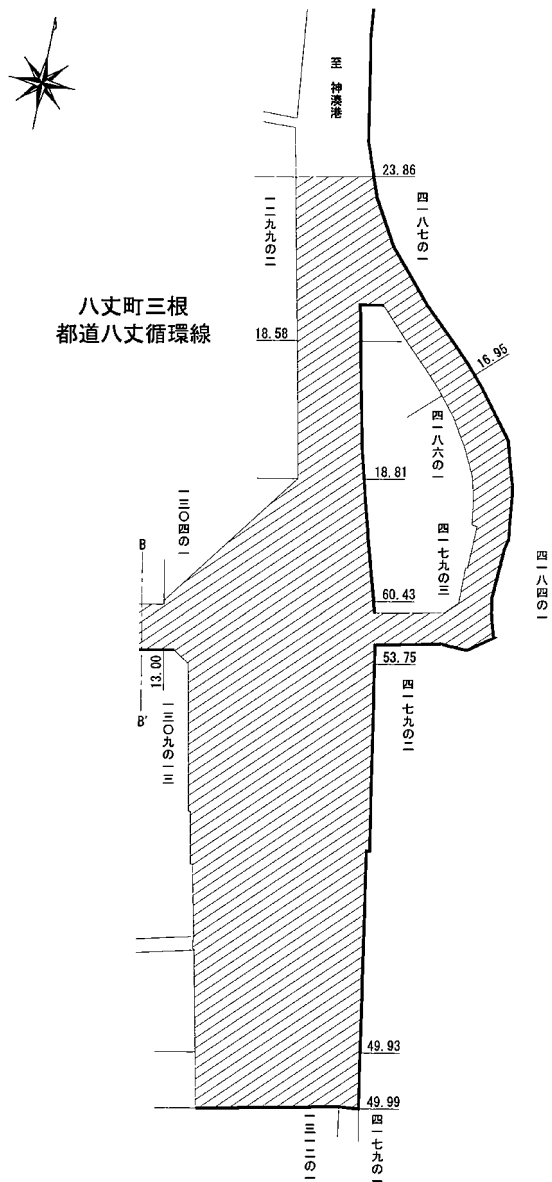
三 指定の概要

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道八丈循環線
八丈島八丈町三根地内

指定箇所
町道
都道
指定区間
延長 一三四八・二二メートル
(電線共同溝予定名称 八丈循環・三号)





告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年七月五日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

グランクレール芝浦ケア 港区芝浦四丁目十八番二十五号レジデンス
介護老人保健施設 紅梅 板橋区徳丸八丁目十四番十一号
東京女子医科大学附属足立医療センター 足立区江北四丁目三十三番一号
イリーゼ昭島 昭島市宮沢町二丁目三十一番九号

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和四年七月五日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

東京女子医科大学東医療センター 荒川区西尾久二丁目一番十号
西新井ハートセンター病院 足立区西新井本町一丁目十二番八号
青梅厚生病院 青梅市今井一丁目二千五百四十七番地

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

二 代表者の氏名

榎原 定征

三 主たる事務所の所在地

渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号

四 更新された認定の有効期間

令和三年十二月十九日から令和八年十二月十八日まで

一 名称

特定非営利活動法人よりどりみどり

二 代表者の氏名

藤堂 博徳

三 主たる事務所の所在地

渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番十二号

四 更新された認定の有効期間

令和四年一月二十五日から令和九年一月二十四日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

二 代表者の氏名

新倉 修

三 主たる事務所の所在地

港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

一 名称 特定非営利活動法人JBC・CSR基金 二 代表者の氏名 分林 保弘 三 主たる事務所の所在地 中央区銀座七丁目四番十二号 銀座メデイカルビル八階 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和四年七月五日 東京都多摩建築指導事務所長 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 日野市新町三丁目七番五十一、立川市高松町一丁目三十番同番五十二及び四十四番二十一号 一の一部 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ 代表取締役 濱中 敏之 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。		令和四年七月五日 東京都知事 小 池 百合子 一 店舗名 メットライフ新宿スクエア 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十号 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名 四 意見 ア 聴取者 新宿区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和四年六月二十一日 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） 六 縦覧期間 令和四年七月五日から同年八月五日まで。 ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

